

東伊住第851号
令和元年9月4日

静岡県知事 川勝 平太 様

東伊豆町長 太田 長八



「(仮称) パシフィコ・エナジー南伊豆洋上風力発電事業計画
段階環境配慮書」に関する意見について(回答)

令和元年8月9日付け環生第157号により照会がありました件について、
静岡県環境影響評価条例第37条の2第2項の規定に基づく環境の保全の見地
からの意見を、別紙のとおり提出します。



担当 東伊豆町住民福祉課
電話番号 0557-95-6203
FAX番号 0557-95-3896

別紙

(仮称) パシフィコ・エナジー南伊豆海上風力発電事業計画段階環境配慮書 に関する意見書

1 全般的な事項

- (1) 本事業は大規模な海上風力発電事業であることから、環境影響評価を実施するに当たっては最新の知見、先行事例や専門家の助言を取り入れて影響について調査、予測及び評価を実施すること。
- (2) 本事業について、地域住民、関係団体に対し、事業内容や事業が及ぼす影響について説明し、理解を得られるよう努めるとともに、地域の特性や地域住民の意見を踏まえて事業計画を検討していくこと。
- (3) 風車設置予定範囲は、日本有数の強風地域であり、事業実施想定区域は地震が比較的多い地域である。

発電設備の設計に当たっては、今後発生が想定される地震の被害想定や温暖化等に伴う今後の気候変動を考慮すること。

また、災害や事故等による風車等の倒壊や油の流出、毀損し落下したブレード等による漁業や船舶への影響、海域及び陸域への影響及び事故が起きた際の対策について予測及び評価を実施すること。

2 個別事項

- (1) 騒音、低周波音、風車の影及び振動

騒音、低周波音、風車の影及び振動は、人の健康及び生活環境に影響を及ぼすことが懸念されるため、最新の知見等に基づき影響について調査、予測及び評価をより広範囲に実施すること。

また、想定区域内における漁業や船舶利用者等の影響についても、最新の知見等に基づき調査、予測及び評価をすること。

- (2) 動物、植物

事業実施想定区域とその周辺は良好な漁場であり、付近で漁を行う漁業関係者も多数いるため、工事や施設稼働に伴い発生する騒音、振動、海水の濁り、風車の影及び海流や水温の変化による海中動植物の影響について、漁業関係者と協議を行うとともに、最新の知見や先行事例や専門家、漁業関係者の助言を取り入れて影響について調査、予測及び評価を実施すること。

また、バードストライクの発生や移動の障害など鳥類に影響を及ぼす影響についても専門家等の意見を取り入れた上で調査、予測及び評

価を実施すること。

(3) 景観

主要な眺望点から景観に圧迫感を与えるなど、景観に影響を及ぼす地点があると予測されていることから、風車の設置に当たっては関係市町と十分に協議すること。

(4) 文化財

調査や工事の実施により出土品等により遺跡と認められるものを発見した場合は、遅滞なく関係市町の教育委員会に連絡すること。

また、その後の調査、工事の進捗について教育委員会と協議すること。

(5) その他

早急に具体的な計画を示すこと。

また、工事実施時における建築工法や資材の運搬方法、事業稼働後の施設の維持管理方法及び事業終了時における施設の撤去について、事前に検討し、それぞれが環境に及ぼす影響について調査、予測及び評価を実施すること。